

年末年始の交通安全

おでかけの時の注意と飲酒運転根絶

これからの季節は日が暮れる時間が早くなります。例年、県内では薄暮時間帯※に交通事故が最も多く発生しています。また、年末年始は飲酒の機会が多くなります。お酒を飲んだら運転しない、運転する人にお酒をすすめないなどを徹底しましょう。※薄暮時間帯とは、日の入り時刻の前後1時間をいいます。



自動車と自転車は

夕暮れ、夜間のお出かけは

ライトをつけて!

反射材をつけて!

歩行者は



早めのライト点灯!

昼間と比べて周囲が暗くなるためドライバー、歩行者ともに視認性が下がります。



ハイビームを活用!

街灯が少ない場所や先行車・対向車がない時は前照灯の上向き(ハイビーム)を活用しましょう。ハイビームは、前方約100m先まで確認できます。



自転車もピカピカ光ろう!

夜間は自転車のライト点灯が義務付けられています。自転車の側面にも反射材を付けて、側方から来る車にもアピールしましょう。



反射材を着けてアピール!

明るい色の服装の着用や反射タスキや携帯ライトなどを身に着け、ドライバーに早めに自分の存在を知らせましょう。ドライバーから見て、「反射材を着用している歩行者」は「着用していない歩行者」より2倍手前の位置で発見できます!



飲酒運転根絶!

/// 飲酒運転絶対あかん! ///



飲酒運転が厳罰化され、運転手以外にも、車両の同乗者や、お酒や車の提供者への罰則が設けられるなどの法改正が行われました。しかし、いまだに飲酒運転はなくなり、県内でも飲酒運転による交通事故が発生しています。

奈良県下の飲酒運転の状況(令和4年中)

- 飲酒運転による交通事故(自動車等を含む)件数: 34件(うち交通死亡事故2件・死者2人)
- 飲酒運転の検挙数: 276件
- 行政処分(飲酒運転)決定人数
免許取消: 195人 免許停止: 30人

出典:奈良県警察調べ

飲んだら運転しない!



酒酔い運転:
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転:
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

飲んだ人に車を貸さない!



車を貸した人は、5年(3年)以下の懲役または100万円(50万円)以下の罰金

運転する人に飲ませない!



酒類を飲ませた人は、3年(2年)以下の懲役または50万円(30万円)以下の罰金

飲んだ人に運転させない!



同乗した人は、3年(2年)以下の懲役または50万円(30万円)以下の罰金

()内は酒気帯び運転の場合

それでも、あなたは飲酒運転しますか?

ハンドルキーパー運動をご存じですか?

友人などと自動車でお店などに行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人は「お酒を飲まず」飲酒した仲間を安全に自宅まで送り届け、飲酒した人に運転をさせない運動です。飲酒運転根絶のためにハンドルキーパー運動の積極的な参加をお願いします。

奈良県警察本部交通企画課
☎0742-23-0110